

指導者・審判員  
ハンドブック  
2026



ボーイズリーグ

公益財団法人  
日本少年野球連盟

# 目 次

(公財)日本少年野球連盟大会規定の運用 ……	1
大会運用細則 ……	12
試合のスピード化に関する事項 ……	42
トラブル防止について ……	43
チームの遵守事項について ……	46
指導者・選手への注意事項について ……	49
熱中症とA E Dについて ……	62
ストライクゾーンとストライク ……	69
(公財)日本少年野球連盟審判規定 ……	72
連盟審判規定細則 ……	87
審判員の遵守事項について ……	92

# (公財)日本少年野球連盟大会規定の運用

## 1. 選手登録と審査等について

- (1) 登録選手は中学生の部は11名以上25名以内（ベンチ入りは20名以内）。

小学生の部は9名以上20名以内とする。特例として野球に早くから親しんでもらう目的で、3年生以下を加えて20名までベンチ入りを認める。（試合に出場できるのは4年生以上20名まで）

- (2) 小学生の部では、4年生以上の選手を9名以上登録しなければ出場できない。試合中ケガなどで9名を割った場合、試合続行はできない。

- (3) 全国大会などの本選出場のために、予選会を行った場合は予選会の出場選手名簿を基本とする。ただし、本選の2週間前まで変更を認める。

- (4) 審査証は、当該年度発行のものに限る。

- (5) オーダー表記入選手20名以内およびチーム責任者、登録された監督、コーチ、スコアラーのみベンチに入ることができる。但し、各種登録証（チーム責任者証、監督、コーチ）および審査証（選手）を携帯していない場合は、いかなる理由でもベンチには入れな

いが、チーム責任者、監督、コーチは試合開始までに間に合った場合は、審査の上ベンチ入りできる。また選手は試合終了までに間に合った場合は、審査の上、その時点でベンチ入りできる。なお、チーム責任者は必ずベンチに入らなければならない。チーム責任者が不在の場合は試合ができない。チーム責任者が監督、コーチ、臨時ノッカーを兼任することはできない。

- (6) 組み合わせの若番号が1塁側のベンチ、後番号が3塁側のベンチに入る。
- (7) 試合開始予定時刻までにチームがグラウンドに現れないときは、球場責任者の決定のもとに責任審判員が没収試合を宣言する。

## 2. 正式試合について

### (1) 中学生の部

- ①各試合は7回戦で行い、4回終了をもって正式試合とする。試合成立後は試合開始から2時間を超えた場合、新しいイニングには入らない。(後攻チームの得点が先攻チームの得点より多い場合は後攻チームが攻撃中でも規定時間になれば、その時点で試合を終了する)
- ②4回終了時10点差、5回以降7点差の場合、コールドゲームとする。

- ③ 7回終了時、あるいは試合開始から2時間を超えて同点の場合は、新しいイニングに入らずタイブレーク方式を実施する。(競技に関する特別規則「タイブレーク実施細則」参照)
- ④ 試合時間については、地区大会 規定に基づいて運用する。

## (2) 小学生の部

- ① 試合は6回戦で行い、4回終了をもって正式試合とする。試合成立後は試合開始から1時間40分を超えた場合、新しいイニングには入らない。(後攻チームの得点先攻チームの得点より多い場合は後攻チームが攻撃中でも規定時間になれば、その時点で試合を終了する)。
- ② 4回以降7点差の場合、コールドゲームとする。
- ③ 6回終了時、あるいは試合開始から1時間40分を超えて同点の場合は、新しいイニングに入らずタイブレーク方式を実施する。(競技に関する特別規則「タイブレーク実施細則」参照)

- ## (3) 中学生ジュニア・小学生ジュニア・小学生キッズの部について選手の健康を重視し、投手の投球数制限の遵守・試合時間の制限

など十分考慮して運営すること。

①中学生ジュニア及び1年生大会は、レギュラーと同一の7回戦・2時間制限としてもよい。6回戦・1時間40分制限としてもよい。但し、6回戦とした場合は、4回以降7点差の場合、コールドゲームとする。投手の投球数は1日最大70球とし、連続する2日間で105球以内とする。

②小学生ジュニアは5年生以下とし、3年生の出場を認める。その試合回数は5回とする。4回以降7点差の場合、コールドゲームとする。投手の投球数は1日最大70球とし、連続する2日間で105球とする。

③小学生キッズは4年生以下とする。試合回数は5回とし、3回終了時以降12点差、4回終了時以降7点差の場合、コールドゲームとする。投手の投球数は1日最大50球とし、2日間の連投は禁止する。

### **3. 荒天・降雨・日没・球場使用時限等で試合続行が不可能となった場合の処置について**

- (1) 正式試合となった後のある回の途中で、降雨・日没等により試合続行が不可能となり、球審がコールドゲームを宣告した時は、その時の両チームの総得点により勝敗を決する。(正式試合とは、中学生の部・小学生の部と

も4回終了をもって正式試合とする) 但し、次の(a)(b)項に該当する場合は、両チームが完了した均等回の総得点で勝敗を決する。

- (a) 先攻チームがその回の表で同点としたが、後攻チームが得点(逆転)しないうちに、コールドゲームが宣告された場合。
- (b) 先攻チームがその回の表で逆転したが、後攻チームが同点又は再逆転する得点を得ないうちにコールドゲームが宣告された場合。

#### 〈野球規則 7.01 (4)〉

上記において、同点の場合は最終回時点で出場していたメンバー全員の抽選とする。

- (2) 試合が成立する前に、球場使用時限・日没・荒天等で試合続行が不可能となった場合には、サスペンデッドゲーム(一時停止試合)とし、その続行試合は後日行うこととする。
- (3) 継続試合は、規則 7.02 (f) を適用するが、後段の「停止された試合のメンバーとして登録されていなかったメンバーでも(以下省略)」以降の内容は適用しない。

出場者が病気・事故・その他の理由により欠席となり、当該チームの出場人数が不足する場合は、球場責任者が登録選手である

ことを確認して出場を認めることができる。

#### 4. 一日の試合数の制限について

チームが同一日に試合を行えるのは、2試合までとする。ただし、サスペンデッドゲームの続行試合があらかじめ組み込まれた場合は、その日の試合数には数えず試合を行うこととする。サスペンデッドゲームが組み入れられた場合も投手の投球数制限は規定通り適用する。

#### 5. 投手の投球数の制限について

- (1) 小学生の部投手は、1日最大70球とし、連続する2日間で105球とする。中学生の部投手は1日最大80球とし、連続する2日間で120球以内とする。
- (2) ダブルヘッダーの場合で2試合に登板した場合は連続2日間投球した事とする。また1試合のみ投球した場合は1日の投球とする。中学生の部は連続する2日間で80球を超えた投手、並びに3連投した投手は登板最終日並びに翌日は捕手として出場できない。小学生の部に於いては投手から捕手の制限は設けないが指導者は十分考慮する事。  
(注) 投手の投球数については、同一日に2試合ある場合には、投手投球数記録表に記録し、確認するように注意すること。

## 6. 監督、コーチの指示に関する制限について

- (1) 監督またはコーチが投手のもとへ行くことに関して、規則 5.10 (1) を適用する。
- (2) 監督またはコーチの指示は 1 試合で攻撃 2 回と守備 2 回の計 4 回とする。タイムブレークに入った場合は、それ以前の回数に関係なく、守備・攻撃それぞれ 1 回の指示を認める。(選手の怪我は回数に入らない)  
スピードアップの観点から投手のもとへいくことだけではなく、監督またはコーチが選手を呼んで指示する行為も回数に数える。
- (3) 投手および野手を交代する場合は、ファウルラインを越える前に球審に交代を通告しなければならない。ファウルラインを越えてから交代を通告した場合は指示の回数に数える。
- (4) 選手の怪我、事故などで監督・コーチがファウルラインを越えても回数には入らない。
- (5) 投手に対する指示が 3 回目になれば、その投手は自動的に交代しなければならない。
- (6) 投手が投球練習を始めても監督・コーチがマウンド付近に留まった場合には、1 回に数える。
- (7) 野手(捕手を含む)が 2 人以上投手のところに行った時も指示 1 回に数える。

- (8) 1 イニングで同一の投手に対して指示が2回目となれば、その投手は自動的に試合から退かなければならない。

## 7. 同一イニングでの投手の守備位置の交代について

野球規則 5・10 (d) 【原注】 前段のうち「同一イニングでは、投手が一度ある守備位置についたら、再び投手となる以外他の守備位置に移ることはできない」は適用しない。

[規則適用上の解釈]

投手は同一イニングで二度目の投手に戻れば、それ以降同一イニングでは他の守備位置につく事はできない。

- ① 投手→野手→投手 — 規則 5・10 (d)

【原注】 適用

- ② 投手→野手→野手→投手 — 連盟規定

- ③ 投手→野手→野手 — 連盟規定

## 8. 臨時代走 (コーティシーランナー) について

- (1) 試合中、攻撃側選手に不慮の事故が起き、治療などの処置に時間がかかるような場合、相手チームに事情を説明して臨時代走者を許可することができる。ただし、頭部への死球に対しては必ず臨時代走を出す。
- (2) 臨時代走者は、投手を除いた選手のうち、打撃を完了した直後の選手とする。

- (3) 臨時代走者は、アウトになるか、得点するか、イニングが終了するまで継続する。
- (4) 臨時代走者に代えて別の代走を送ることはできる。この場合、負傷した選手に代走が起用されたことになり、以降負傷選手は出場できない。

(注) 臨時代走者の記録上の取り扱いは、盗塁、得点、残塁などすべて元の走者の記録として扱われる。

## 9. 負傷などの応急処置のテープなどの使用について

負傷などの応急処置として、テープなどの使用を認める。この場合、担当審判員の許可を得たうえ、肌の色に近い目立たないものを用い、特に投手は、投球に影響を与えるものは使用できない。

## 10. 小学生の部での特別規定について

小学生の部では投手の変化球は禁止する。球審はその投球を変化球と判定した場合、次のように対処する。

- ① 球審は、変化球か否かの唯一の決定者である。ただし、スローボールは故意にボールの回転を与えたボール以外は変化球と判定してはならない。
- ② 変化球と判定した投球に対しては、すべ

て「ボール」を宣告する。ただし、変化球にもかかわらず打者が安打、失策、四死球、その他で1塁に達し、しかも全走者が少なくとも1個の塁を進んだときには、反則とは関係なくプレーが続けられる。

- ③変化球を投げた場合、1回目は監督・投手に注意し、2回目には同投手を降板させる。降板させられた投手は、投手以外の守備につくことを認める。なお、このペナルティーは当該試合に限る。

#### <タイブレーク実施細則>

##### (1) 特別規則

- (イ) 中学生の部は7回あるいは試合開始から2時間を超えて（いずれか早い方）、小学生の部・ジュニアの部は6回あるいは試合開始から1時間40分を超えて（いずれか早い方）、両チームの得点が等しいとき、以降の回の攻撃は、一死走者満塁の状態から行うものとする。
- (ロ) 打者は、前回正規に打撃を完了した打者の次の打順の者とする。
- (ハ) この場合の走者は、前項による打者の前の打順の者が一塁走者、一塁走者の前の打順の者が二塁走者、そして、二塁走者の前の打順の者が三塁走者となる。

(二) この場合の代打および代走は認められる。

(2) チームおよび個人記録

チームおよび個人記録は公式記録とするが、以下に掲げる事項に留意すること。

(イ) 投手記録

- ・ 規定により出塁した3走者は、投手の自責点とはしない。
- ・ 完全試合は認めない。
- ・ 無安打、無得点試合は認める。

(ロ) 打撃成績

- ・ 規定により出塁した3走者の出塁の記録はないものとする。ただし、盗塁、盗塁死、得点残塁などは記録する。
- ・ 規定により出塁した3走者を絡めた打点、併殺打などは全て記録する。

[ 2026年2月22日改正 ]

# 大会運用細則

## 1. 総則

公益財団法人日本少年野球連盟（以下、連盟という）は、硬式野球を愛好する少年に正しい野球のあり方を指導し、野球を通じて心身の錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、挨拶、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次代を担う少年の健全育成を図ることを目的としている為、役員、指導者は連盟の規則、規約に従い、常に良識ある言動に努め、ボーイズリーグの精神、趣旨並びに方針に従い、選手に対して暴力・暴言を用いた指導をしてはならない。

## 2. 目的

連盟主催大会の規則、規約、大会規定、特別規定を遵守して大会をスムーズに運営することを目的とする。

## 3. 大会役員・審判員の役割分担と確認事項

- (1) 大会役員、球場運営委員、責任審判員は試合開始予定時刻1時間30分前までに担当する球場に集合し、球場責任者のもとミー

ティングに参加し、その日の進行及び役割を確認すること。

- (2) 大会役員、球場運営委員、チーム代表の服装は連盟指定に従うこと。

大会役員、球場運営委員、チーム代表の服装は原則として下記の通りとする。

夏季（6月1日から9月30日）

連盟指定の服装（帽子、ポロシャツ、ズボン）、指定の靴か白無地の運動靴。

冬季（10月1日から5月31日）

連盟指定の服装（帽子、ネクタイ、ジャケット、ズボン）、指定の靴か白無地の運動靴。白色のワイシャツ。5月、10月は夏季制服、冬季制服の併用期間とする。但し、開会式、閉会式はどちらかに統一する。

- (3) 球場責任者は、当該試合のチーム代表・責任者に対し、資格審査開始予定時間を伝える。

- (4) 大会役員はそれぞれ試合前の役割に分かれて準備を進める。

- ① 大会当日の試合数と試合開始時刻と球場の終了時刻の確認。
- ② 直前大会参加状況報告書（大会初日のみ）

及び、登録役員選手名簿とオーダー表の確認。

- ③ 試合用のボールの確認。(1試合7個、一部ロストボール可)
  - ④ 記録員、アナウンス、試合記録用紙、計測用タイマー、球数カウンターの確認。
  - ⑤ 試合担当審判員の人数、名簿の確認。
  - ⑥ 試合会場の準備。
  - ⑦ 開会式が行われる会場では、掲揚台に掲げる旗、人数の確認。
- (5) 記録員・投球数管理
- ① 試合時間等は連盟の大会規定、特別規則を遵守すること。
  - ② 試合時間を計る時計は本部席の記録員が管理する計測用タイマーを唯一のものとする。
  - ③ 記録員は試合状況を記録用紙に記載し試合進行を管理する。
  - ④ 球審のプレイボールのコールと同時にタイマーのスイッチを入れ、試合開始時刻を1回表終了後に場内放送する。
  - ⑤ 試合経過と試合時間を見守り制限時間が過ぎた場合は直ちに控え審判に知らせる。

- ⑥ タイブレイクに入るような状況であれば、そのイニングの最終打者の確認を行うこと。
- ⑦ タイブレイクは連盟の特別規則に従う。
- ⑧ タイブレイクに入った場合は、打者、走者が所定の塁についたか、背番号を塁審に明示させ確認し間違いがなければ球審に伝える。
- ⑨ タイブレイクの記録は連盟規定に従い記録する。
- ⑩ 投手の投球数を管理し、投球制限数（規定投球数）に達した時、球場責任者に伝える。（別紙1参照）

## (6) 審判員

- ① 球場責任審判員は球場、グラウンドを視察し大会本部又は球場責任者と協議し、その球場のグラウンドルールを決め、当日の試合内容等を確認し審判員に周知徹底を図ること。
- ② 球場責任審判員は各試合の担当審判を決めて、球場責任者に報告する。
- ③ 審判員は担当する試合球場に開始予定時刻1時間前までに到着し、球場責任審判

員に届け出て、当日のルール等について確認を行うこと。

- ④ 球場責任審判員より指名された控え審判員は、正規な服装で指定された席で公認野球規則、連盟の特別規則、大会規定を置き試合経過と試合時間を注意深く見守る。
- ⑤ 審判員のサングラスの着用については、目に支障のある場合は、自分の目が相手側に判る範囲のものに限り、サングラスの着用を認める。(最初に球場責任審判員に届出ること)
- ⑥ 控え審判員は記録員から試合終了時間の報告を受け、球審に伝達する。但し、試合制限時間に達していても、正式試合の4インニングスが終了していなければ続行させる。
- ⑦ タイブレークに入れば、球審もしくは球場責任審判員が打者、走者に所定の塁に立つよう指示し、背番号を本部席に明示して記録員に確認させる。
- ⑧ 控え審判員は担当審判員が規則適用に誤りを犯している場合には誤った規則を適用されたチームの抗議に関係なく、その誤りを訂正させることができる。

- ⑨ 審判員の役割として、試合がスピーディーに進行するように積極的に、監督、選手に働きかける。
- ⑩ 審判員はルールに基づいたストライクゾーンの徹底を図る。

#### 4. チームの球場到着後の届け

- ① チームは試合開始予定時刻1時間前までに試合球場に到着し、代表(チーム責任者)は到着後直ちに大会本部に到着の報告をし、連盟所定のオーダー表5部と投手投球数記録表(副)3部及び大会初戦の時は、直前大会参加報告書を提出して所定の審査を受けられるよう、準備し待機すること。
- ② 登録役員・選手名簿と指導者登録の変更と選手の欠席が生じた場合は欠席・変更届書を添付して提出する。(選手1名の欠席でも欠席届を提出、別紙2参照)
- ③ 登録された指導者において、やむを得ない理由によりノックができない場合は、「遅刻・欠席・変更・臨時ノッカー届出書」を提出することで臨時ノッカーを認める。その場合、当該の指導者はベンチで待機する。臨時ノッカーは指導者登録をされた者で、

背番号のないユニフォームを着用すること。臨時ノッカーはノック終了後速やかにグラウンドから退去する。

## 5. オーダー表の確認と取扱い

- ① 球場責任者は提出されたオーダー表5部と登録名簿と照合し、オーダー表の内容に誤記、記載漏れがないか確認し、間違いが判明した場合は、代表又はチーム責任者に修正させる。
- ② 審査後にオーダー表の誤記等の間違いが判明した場合、直ちに訂正させて罰則は適用しない。又、選手が誤った背番号を付けていた場合は判明した時点で正しいものに直に取り替えさせて罰則は適用しない。
- ③ ダブルヘッダーで次の試合に臨むチームは試合開始予定時刻15分前位までにオーダー表5部を球場責任者に提出すること。
- ④ 担当する試合の責任審判員は、オーダー表3部と投手投球数記録表(副)2部を持ち、球場責任者、両チームのチーム責任者、監督、主将を集合させ先攻、後攻をジャンケンで決めて、オーダー表と投手投球数記録表(副)を両チームに配布する。

⑤ オーダー表の配布先は以下の通りとする。  
相手チーム×1・審判×2放送係×1・  
記録係×1計5部

⑥ 投手投球数記録表（副）配布先  
相手チーム×1・審判×1・記録係×1計  
3部

## 6. 登録外選手が試合に出場した場合の処置

① 試合開始前に判明した場合は、その選手の出場を禁止する。

② 試合中もしくは試合終了後に判明した場合は没収試合とし、相手チームに勝利を与える。

## 7. 試合開始前の選手負傷による変更の取扱い

オーダー表交換後、試合開始前にオーダー表記載選手が負傷又は病気のため先発出場が不能となった場合、控え選手を出場させることができる。この場合出場不能になった選手は、回復すれば以後の試合に出場することができる。

## 8. 資格審査方法と手順

① 審査員は原則として、大会役員が2名2組で行うものとし、使用用具の審査は審判員もすることができる。審査を受けていない用具はベンチへの持ち込みを禁止する。

- ② 審査はウォーミングアップを中断させないように配慮する。
  - ③ 資格審査内容は、連盟の大会審査要項・連盟主催大会規定・特別規定に基づいて行うこと。
  - ④ 指導者、選手を整列させ登録役員・選手名簿原簿と指導者登録証、審査証カードとの照合と有効期限の確認を行う。
  - ⑤ 第2試合日のチームの審査は第1試合の4回終了を待たずに行ってもよい。又、4項①チーム到着後所定の審査を受けられるよう準備ができれば審査してもよい。
- (1) 登録役員選手名簿との照合確認の手順
- ① 指導者（チーム責任者・監督・コーチ・スコアラー）、選手を審査員から見て左からチーム責任者・監督・コーチ・スコアラー・選手の順に整列させ、指導者、選手の服装と指導者登録証の携帯と登録役員・選手名簿原簿との照合を行うと同時にカードの有効期限の確認を行う。
  - ② チーム責任者は、チーム責任者証を所持し、試合中は所定の服装でベンチに入らなければならない。チーム責任者が不在

の場合は試合ができない。

- ③ チームの責任者とは、チーム代表か連盟に指導者登録されていて連盟指定の服装で、チーム責任者証を携帯している者。なお、チーム代表は代表証を携帯していればよい。
- ④ 監督（60）、コーチ（50）の背番号と指導者用ワッペンを付けて、選手と同じユニフォームを着用し、選手と同様の同色系統のスパイクか運動靴の確認を行う。
- ⑤ 代理監督は背番号（60）と指導者用ワッペンを付けて、選手と同じユニフォームを着用し、選手と同様の同色系統のスパイクか運動靴で審査を受ければ代理監督として認める。背番号（50）のままでは代理監督としてアピールはできない。
- ⑥ スコアラーは選手と同じ帽子を着用すること。ユニフォーム、短パン、Gパン、短パンにスパッツ、サンダルは認めない
- ⑦ コーチの年齢制限はないが、未成年者は監督の代行はできない。
- ⑧ 選手を右向きにさせてユニフォームの左袖に選手用ワッペンの有無を確認し、無い場合はベンチ入りを停止する。但し、試

合終了までにつけて再審査を受ければベンチに入ることができる。

- ⑨ 選手を後ろ向きにさせて背番号の確認を行う。
- ⑩ 登録選手の審査は、登録役員・選手名簿の記載順に背番号を呼び選手を振り向け、審査証（写真確認）を提示させ、氏名・生年月日を口答させ、登録役員・選手名簿と照合確認する。内容が一致しない場合はチーム責任者に確認し、誤った記載があれば修正させる。
- ⑪ 鶴岡大会等の選手選抜大会においては、資格審査およびワッペンの貼付はしなくても良い。

## (2) 使用用具について

- ① 試合で使用する用具は全てパートナー企業の物であること。パートナー企業については日本少年野球連盟の手引きを参照
- ② 選手の整列を待たずに、選手が当日使用する全ての用具を整列させて連盟基準に沿って審査を行う。

## (3) 使用用具の審査事項

- ① ヘルメットは両耳付きで、SGマークが付

いていて、同色で安全な物（破損、ヒビ、クッションが動いている物は禁止する）を7個以上用意する。SG基準を満たした顎ガード付きヘルメットも使用可。

- ② 捕手用具は必ず2セットの確認（急所カップ2個の確認）、クッションが外れている物は使用禁止とする。（捕手マスクはSGマークが剥がれている場合、パートナー企業の用具であることを確認すること。）
- ③ グローブ、ミット類は綴じ紐が切損、切損状態になっている物は使用を中止させる。補修後は再審査のうえで使用を認める。
- ④ 綴じ紐が長い物は親指位の長さに短くするよう指導する。
- ⑤ 中学生の部のバットは金属製（SGマークが付いているもの）及び木製（一本の木材で作られているもの）のみ使用が許される。
- ⑥ バットグリップのゴムや皮に緩み、ほぐれ、ほぐれそうになっている物は補修を指導し、補修ができない状態であれば使用禁止とする。但し、補修が完了し再審査を受ければ使用を認める。
- ⑦ バットの握り部分（端から18インチ、

45.7 cm) には、何らかの物資を貼付したり、ザラザラにして握りやすくすることは許されるが、18インチの制限を超えてまで細工したバットを試合で使用することは禁止する。

- ⑧ 金属バット表面に変形や凹み、ヒビ割れが無いかチェックする。発見した場合は使用禁止とする。
- ⑨ 小学生の部のバットは82cm以下でSGマークが付いていること。
- ⑩ カーボンバット（コンポジット型、一体型）の使用を禁止とする。2025年は、連盟主催大会（全国大会、ブロック主管大会）で適用し、2025年12月31日以降、ローカル大会を含む全大会で適用する。
- ⑪ スパイクの色は同系統色で、ライン色はスパイク色と異なっても良いが同系統色であること。ラインの形状は問わない。
- ⑫ 中学生の部のスパイクは金具か一体成型のポイント式であること。
- ⑬ 小学生の部は一体成型のポイント式であること。
- ⑭ 小学生の部において、スパイクを履いている

状態で右側、左側の踵を上げさせ一体成型であるか確認し、又、損傷の有無を確認する。

- ⑮ 打撃用グローブはパートナー企業のものであれば、色は規制しない。
- ⑯ リストバンドの使用を認める。色は規制しない。
- ⑰ エルボーガード、レッグガードはパートナー企業のものであるか確認を行う。
- ⑱ 各項に対して規則違反と判断した場合は、是正するよう命じる。使用に適さない用具は球場大会本部に於いて一時的に預かり試合終了後に返還する。
- ⑲ ・サングラスの使用を認める。競技道具と位置づけ、競技（屋外スポーツ）における眼球への紫外線の影響及び事故（怪我）を予防する。パートナー企業の製品で連盟が認めた物。（注）パートナー企業より提出された資料にて、連盟が承認した物。  
・医療目的のサングラスの使用については従来とおりとし審査時に診断書提出の上、球場責任者の許可を得て使用の事。また医療目的以外（遮光）のサン

グラスの使用は移行期間（令和7年3月末迄）とし現行規定とおり審判員並びに球場責任者が認めた時は使用「可」とする。

## 9. 禁止事項

- ① 指導者、選手のロングパンツ、腰パンツは禁止とし、パンツの裾は膝下まで上げること。
- ② 中学生は小学生用のバットの使用を禁止する。又、ベンチ内にマスコットバット、鉄棒、バットリングの持ち込みを禁止する。
- ③ ペットボトルに砂利、プラスチック玉等を入れて球場内での使用を禁止する。
- ④ 隠し球を禁止する。
- ⑤ ベンチ入りする指導者のサングラスの着用を認めるが帽子上は禁止する。
- ⑥ 選手は剃り込み、眉毛の剃り落とし、茶髪は禁止とし、行っている場合はベンチに入れない。但し、特別な理由がある場合は事前に球場責任者に届け出て、許可を得ること。
- ⑦ 選手、指導者を問わずネックレス、ブレスレット、ピアス等の着用を禁止する。但し、外見に露出させなければこの限りではない。
- ⑧ ベンチに入る指導者の髪形は連盟の趣旨

を理解し、少年野球の指導者としてふさわしい清楚な髪形とする。

- ⑨ 指導者は選手に対し試合、練習を問わずいかなる場合でも暴力、暴言、体罰を禁止する。
- ⑩ グラウンド、ベンチ内で指導者としてふさわしくない行為で（暴力・暴言）注意され、繰り返し行った場合、当該審判員が球場責任者及び責任審判員と協議し、責任審判員が退場を命じることができる。
- ⑪ 走者、ベースコーチが捕手のサインを盗んで打者に伝える行為を禁止する。
- ⑫ 故意の空タッチ、意図的な強いタッチはしないこと。
- ⑬ 審査を受けていない用具はベンチ内への持ち込みを禁止する。
- ⑭ ベンチ内では携帯電話のスイッチを切り使用を禁止する。
- ⑮ ノック及びシートノックができるのは、当該試合に登録されている監督、コーチのみとする。但し、やむを得ない理由によりノックができない場合は、「遅刻・欠席・変更・臨時ノッカー届出書」を提出した臨時ノッカーのみとする。

- ⑯ 本塁からの内外野へのシートノックは、ノッカー1名とする。なお、内野ノック時の外野ノックは一塁または三塁後方のファウルテリトリーからのみとする。
- ⑰ 登録選手以外のグラウンド、ベンチ入りを禁止する。
- ⑱ 特別な理由がない限り、監督、コーチ以外の指導者のグラウンド入りを禁止する。  
(⑮で届け出た臨時ノッカーはシートノックの時のみグラウンド入りを認める)
- ⑲ グラウンド内に入る監督、コーチはユニフォームで入る事、グラウンドコート着用のままは禁止。
- ⑳ スコアラーは選手と同じ帽子を着用すること。ユニフォーム、短パン、Gパン、短パンにスパッツ、サンダルは認めない。

## 10. 安全対策事項

- ① トスバッティングを行う時はヘルメットを着用すること。
- ② 球場の防球用ネット及びスタンドに向かっているバッティング練習(トスバッティングを含む)は禁止する。
- ③ ネクストバッタース・ボックス内では安

全に留意し、待機する。

- ④ グラウンド内でのノック、シートノック時の補助要員（ボールキーパー）は必ずヘルメットを着用すること。
- ⑤ 捕手が座って投球を受ける時は必ず規定の捕手用具を着用すること。
- ⑥ 試合中、ベンチ横で1名の素振は認める。なお、素振りをする選手及びボールボーイは必ず両耳付きヘルメットを着用すること。
- ⑦ 試合中の投球練習は2組までとする。
- ⑧ 試合中、グラウンド内のブルペンでの投球練習を行うときは、試合投手の投球動作を注視しながら、又、打者の打球等に十分注意すること。
- ⑨ 小学生の部の選手は安全対策のため、胸パッドを着用するよう心がけること。
- ⑩ 試合、練習を問わず雷雲を感じた場合は（音、稲光）直ちに中断し様子を見る。なお遠くに発生した場合でも状況を判断して中断の処置をとる。
- ⑪ チームは安全対策として、救急箱 A E D を必ずベンチ内に持ち込むこと。
- ⑫ 大会本部は安全対策として、A E D、救急

箱の設置に努めること。尚、公営球場のAEDの設置場所の確認を行っておくこと。

- ⑬ 指導者は練習、試合を問わず選手の体調を管理し、熱中症、光化学スモッグにたいし十分注意を払うこと。

## 11. 試合についての注意事項

- ① 試合開始前の整列時は、選手のみが整列を行う。チーム責任者・監督・コーチ・スコアラーはベンチ前にて整列を行う。
- ② 試合が時間内に終了するように球場責任者、球場責任審判員がミーティングして相互に確認を行う。
- ③ ベンチに持ち込むメガホンは2本とする。監督、コーチの使用に限る。
- ④ 監督、コーチは試合、練習を問わず、試合を時間内に終了させるため四球、死球、攻守交代時は全力疾走し、サイン交換もスピーディにできるように指導を行うこと。
- ⑤ 監督のサインは複雑なものを避けてスピーディに出せるように努める。
- ⑥ 投手が審判からボールを受け取るときや打者が打席に入るときは脱帽しなくてよい。

- ⑦ ボール回しは、ひとまわりとする。最終野手は投手に近寄らず自分の守備位置より返球すること。但し、4回以降もしくは試合開始より1時間を超えた場合、試合の進行上禁止することがある。
- ⑧ 捕手が2アウト後の次打者の場合でもプロテクターを取り外して待つこと。
- ⑨ 打者がサインを見る場合等、むやみにバッタースボックスを出ないこと。手を上げて見ないこと。
- ⑩ ネクストバッターズサークルへは必ず次打者が入り、投手が投球動作に入った時は、安全に留意し待機する。また、ボックス内には自身が使用するバット以外持ち込んではいけない。
- ⑪ イニング間のミーティングは試合進行を妨げないようにスピーディに行うこと。
- ⑫ ベースコーチ、先頭打者はミーティングに入らず所定の位置に付くこと。
- ⑬ 試合中、フィールド内（室内練習場を含む）で次試合投手のブルペン使用はできない。
- ⑭ 次試合の開始予定時刻は、球場責任者が決定する。概ね、グラウンド整備、シー

トノックの時間を30分以内とし、ダブルヘッダーの場合は前試合終了後30～40分以内で協議する。

- ⑮ 試合終了後、両チームの選手は直ちにベンチを空けてグラウンド整備を手伝うこと。
- ⑯ 監督のアピール、選手の交代等は、ロスタイムに計上しない。ケガの治療で時間がかかる場合は責任審判員の指示で計測用タイマーを停止する。
- ⑰ 試合の残り時間をみだらに明示しない。
- ⑱ スピーディな試合を行うために、ケガの処置等でロスタイムが生じる可能性のある場合は、臨時代走を起用する。但し、頭部への死球に対しては必ず臨時代走を出す。
- ⑲ 審判員の判定に対する抗議は認めない。但し、ルールの適用についての確認は認める。
- ⑳ 試合の延滞行為が明らかな時は、責任審判員が該当チームの監督またはコーチに注意を与える。
- ㉑ 試合前のシートノックの時間は後攻側より5分以内とする。但し、試合進行の都合で省略することもある。開始や終了は放送で案内し時間を遵守させること。

- ②② 監督、コーチが指示を与える時間は、審判員がタイムと宣告してから30秒以内とする。守備側がマウンドへ行く場合は駆け足で行くこと。
- ②③ 試合を早く進める為に投手に不必要なけん制を自粛させる。
- ②④ 内野手が必要以上にマウンド付近に行き過ぎないように注意する。
- ②⑤ 打者走者がエルボーガード、レッグガードを取り外す際、2塁走者の時のみタイムをかけ、ベースコーチが走って取りに行くこと。

## 12. 選手のマナーについて

- ①① きちんとした服装でプレーすること。
- ①② 審判員や相手を問わず暴言や汚いやじをとばさないこと。相手チームに対して威圧を与える行為や威嚇するような発声を禁止する。選手は常にフェアプレーの態度でプレーすること。
- ①③ 打者は捕手の後方で投球の偵察をしないこと。
- ①④ 野手の手袋がわりのテーピングは負傷を確認してから許可する。
- ①⑤ 使用したグラウンドの整備及びベンチの

清掃と後始末をきちんと行うこと。

### 13. 危険防止

- ① 野球規則上の守備、走塁妨害行為に対して厳しく対処する。
- ② スパイクの歯を立て、野手に向かってスライディングする行為を禁止する。ラフプレーは厳禁。この行為を行った場合は当該審判より選手および監督またはコーチに嚴重注意をする。
- ③ ベースコーチは試合、練習を問わず必ず両耳付ヘルメットを着用すること。

### 14. パートナー企業

連盟では、より安全でより良質の野球用品を使ってもらうため、そうした製品を製作しているメーカーを指定している。審査対象になる野球用品の全てについて、これらパートナー企業の製品を使用することが義務付けられている。野球用品、スポーツメーカー以外のパートナー企業も日本少年野球連盟の手引きに記載されているので参照すること。

### 15. 使用用具について

用具の規定、制限については、本ハンドブックにも明記しているが、詳細については連盟ホームページ

ジなどに掲示している“ボーイズリーグ用具について”にとりまとめているので参照すること。

## 16. その他

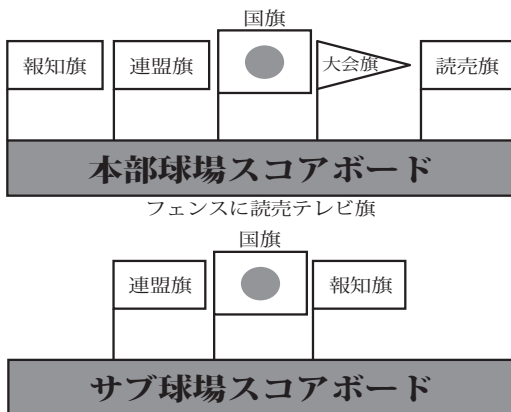
- ① ボールボーイを4～6名置くことにする。  
但し、安全に十分注意し、両耳付ヘルメットを着用のうえベンチ横及び1・3塁側のファールゾーンで座って待機する。自チームのバット引き及びシートノック時のボール渡しを禁止する。
- ② バットボーイは置かず、バット引きはベンチ内選手が行なうこと。
- ③ 試合中の場内放送はプロのアナウンスを依頼するか、又は、各チームの協力を得て実施していく。
- ④ 試合前の先攻後攻を決める際のミーティングは、両チームのチーム責任者・監督・主将、その試合の責任審判員と球場責任者の8名で行う。
- ⑤ メガホンやバルーンスティック等を使用  
しての鳴り物での応援は連盟主催大会、  
地区大会、他リーグ交流大会、等すべての  
大会で禁止。拍手と声の応援のみとする。  
(指笛も禁止する)

- ⑥ 三脚を固定しての動画撮影は禁止。手持ちでの撮影は良い。

## 開会式の掲揚台の旗の順番等

ホームベースより向かって

1. 中心に日章旗（日の丸）
2. 中心の左側 連盟旗
3. 中心の右側  
（本部球場）大会旗、読売新聞社旗  
（サブ球場）報知新聞社旗又はその他
4. その他掲揚台用ポールの本数等により異なる



## 開会式、閉会式の整列順等

入場行進時の選手整列は、身長順とする。閉会式（表彰式）の選手整列は次の通りとする。

マウンドを中心として3塁側を中学生の部、1塁

側を小学生の部とし、優勝チームを前列、準優勝チームを後列とする2列で整列。各チーム内の整列順は背番号順とする。

小学生の部と中学生の部が別に行われる場合は、優勝チームは3塁側、準優勝チームは1塁側とする。

なお、閉会式（表彰式）には団旗は不要とする。

鶴岡一人記念大会は3塁側を中学生の部、中央を女子の部、1塁側を小学生の部とし、優勝チームを前列、準優勝チームを後列とする2列で整列。

## 役員整列

指導者は1塁側、審判員は3塁側、大会役員はホームベース後方に整列する。

[2024年12月改正]

# 別紙 1-1 投手投球数記録表(正) 表

(公財)日本少年野球連盟

## 投手投球数記録表(正)

大会名 \_\_\_\_\_ 大会 \_\_\_\_\_

チーム名(小・中) \_\_\_\_\_ ポーズ \_\_\_\_\_

(表)

		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							

◎投手投球回数記録表(正)は当該大会が終了するまで保管し各試合の球場責任者に提出・引継ぎすること。裏表で足りない場合は2枚使用する。  
 ◎投手投球回数記録表(副)3部は各チームが記入し各試合ごとに球場責任者に提出すること。副1枚は球場責任者が最終試合まで引き継ぐこと。  
 ◎翌日の試合以降、投手投球回数記録表(正)と(副)3部は球場責任者または各チームが翌日の球場責任者に提出すること。

# 別紙 1-2 投手投球数記録表(正) 裏

(裏)

		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦	第 回戦
背番号	投手氏名						
各試合ごとの球数		球	球	球	球	球	球
翌日・第二試合投球可能数		球	球	球	球	球	球
球場責任者確認署名欄							

### 【中学生レギュラーの部・ジュニアの部 投球制限ガイドライン】

- ①1日最大80球とし、連続する2日間で120球以内とする。連続する2日間で80球を超えた場合は、3日目は投球を禁止する。また3連投(連続する3日間)する場合は、1日の投球数を40球以内とし、4連投(連続する4日間)は禁止する。
- ②大会中は1日80球以内とし、翌日投球を休めば3日目は80球の投球を可能とする。
- ③基本原則①～②とするが、打席の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。
- ④連続する2日間で80球を超えた投手並びに3連投した投手は、翌日は捕手としても出場できない。  
※ダブルヘッダーの場合で2試合に登板した場合は、連続2日間投球したこととする。1試合のみの投球の場合は1日とする。  
※中学生ジュニアの部は別途ガイドラインを参照

### 【小学生レギュラーの部・ジュニアの部 投球制限ガイドライン】

- ①1日最大70球とし、連続する2日間で105球以内とする。  
また、3連投(連続する3日間)は禁止する。
- ②大会中は1日70球以内とし、翌日投球を休めば3日目は70球の投球を可能とする。
- ③基本原則①～②とするが、打席の途中で制限数が来た場合は当該打者の打席終了までは投球を認める。制限数を超過した球数は投球にカウントしない。  
※小学生ジュニアの部(5年生～4年生)、キッズの部(4年生以下)は別途ガイドラインを参照  
※ダブルヘッダーの場合で2試合に登板した場合は、連続2日間投球したこととする。1試合のみの投球の場合は1日とする。  
投球数のカウントについて  
◎ボークは投球数としない。(ただし走者なしの場合のボークで投球動作中にボールが手から飛び出し、ファウルラインを超えて「ボール」と宣告された投球数はカウントする。)  
◎当該打者へ申告投球を行ってからの投球数はカウントしない。  
◎雨などでノーゲームになった試合は投球数にカウントする。

## 別紙 2



### 遅刻・欠席・変更・臨時ノッカー届出書

試合日 年 月 日 ( )

大会名 大会

球場名 球場責任者殿

支部名 支 部

チーム名

代表名

申請者名

指導者・選手の(遅刻・欠席・変更)をお届け致します。

	遅 刻 選 手 名		欠 席 選 手 名	
	背番号	氏 名	背番号	氏 名
登録選手数 名				
出席人数 名				
遅刻人数 名				
欠席人数 名				

※背番号の若い順に記入してください。

指 導 者 の 変 更			
変 更 前		変 更 後	
代 表		チーム責任者	
監 督		代 理	
コ ー チ		代 理	
マネージャー		代 理	

臨 時 ノ ッ カ ー 申 請			
氏 名		登録証の確認	<input type="checkbox"/>



# 試合のスピード化に関する事項

## 1. 投手と捕手について

- (1) 投手は初回（救援を含む）に限り、1分間を限度として8球以内の準備投球とする。攻守交代時は5球以内とする。（天候状況や試合の進行状況により準備投球を変えることがある。チームには事前に通告すること）
- (2) 投手は走者無しの時、捕手からの返球を受け、打者が投手に面した後12秒以内に投球すること。
- (3) 捕手が打者または走者の状態で攻守交代となったときには、捕手の防具装着はベンチ前ですばやく行うこと。この間、控え捕手が投手の投球練習のボールを受けること。

## 2. 内野手間のボール回しについて

- (1) 外野の飛球アウト、タッグプレーのアウト後のボール回しはおこなわないこと。
- (2) ボール回しは、ひとまわりとする。最終野手は投手に近寄らず、自分の守備位置より返球すること。但し、4回以降もしくは試合開始より1時間を超えた場合、試合の進行上、禁止することがある。

# トラブル防止について

トラブルが起きた場合は、まず抗議者の資格を確認しなければなりません。そして必要なことだけを聞き、必要なことだけを答えるようにします。確認を要することや裁定に困ったときは、その試合の担当審判員を集めて協議し、このようにして決定された裁定は最終のものとして試合を続行することです。

トラブルの原因となるのは、主に次の3点に集約されます。

## 1. 審判員がルール of 適用を誤ったことによるもの

判定直後、ルールの適用を誤ったと分かったときは、速やかにその試合の審判員が協議して訂正することです。

## 2. 監督の執拗な抗議によるもの

「監督、コーチおよび選手は、打球がフェアかファウルか、投球がストライクかボールか、あるいは走者がアウトかセーフかという裁定に限らず、審判員の判断に基づく裁定は最終のものであるから、その裁定に対して異議を唱えることは許されない。」と規則8・02(a)に記載されています。

しかし、判定する位置が悪かったり、2人の審判員の判定が違ったり、ストライクゾーンが不安定であると信頼関係が崩れ、混乱することがあります。連盟では野球をより理解するために、指導者と審判員との交流を支部ごとにふかめるよう勧めています。抗議の内容を冷静に的確に把握して、回答や説明は十分言葉を選んで、丁寧に分かりやすくすることが大切です。

もし、裁定の一つを失敗しても、決して埋め合わせをしてはなりません。埋め合わせは、失敗をもう一度するよりも悪いからです。

試合進行中はボールから目を離してはいけません。走者が塁を踏んだかどうかを知ることも大切ですが、飛球の落ちた地点を見定めたり、送球の行方を最後まで見極めることがより重要なことです。プレーの判定を下すに当たっては、早まることなく、正確を期さなければなりません。野手がダブルプレイを成し遂げるために送球する場合にも、あまり早く向きを変えてはいけません。プレーを宣告した後、一応落球の有無を確かめる必要があります。走りながら“セーフ”“アウト”の宣告の動作をせず、そのプレーが終わるのを待って、宣告を下すことです。

“より良い角度へ、止まって見て、確認してコール”

### 3. 大会運営の不手際によるもの

試合の進行が遅れて途中で日没が予測されるとき、あるいは天候の状態でコールドゲームを宣告しなければならないときなどには、細心の注意が必要です。審判員は試合前など、事前に球場責任者と相談してチームの責任者に事情を説明し、了解させておくことが大切です。

※審判員は、常に公平でなければならぬし、精神的にも肉体的にも健康でなければなりません。1人の審判員の失敗は、その試合の担当審判員全員の共同責任であることを認識すべきです。審判員が信頼を得るためには、数多くのボールを見る機会に参加して経験を積み、明解なジャッジを志し、ルールに精通して信頼される審判員を目指してください。

[平成28年5月改正]

# チームの遵守事項について

## 1. チーム代表について

「野球をやるならボーイズリーグ」のスローガンのもと、常に「正しい野球競技」を通じて、公正に行動し、進んで規則を守り、お互いに協力して責任を果たすなど社会生活に必要な態度を身につけ、心身ともに健康な選手の育成に努める。

フェアプレーの精神を培った選手が一地域や国内のみならず国際的にも活躍できるよう、立派な社会人の育成を目指すよう、下記の項目を熟読し指導を行うこと。

- (1) チーム代表は、チームの最高責任者として、また連盟組織の一員として、連盟の目的及び趣旨に沿ったチーム運営・管理に当たり、魅力あるチームづくりに努める。また、連盟の諸規則および指示、通告事項を指導者に伝達し、遵守するよう指導すること。
- (2) 各大会において、チーム代表（チーム責任者）は主催者の一員であることを認識し、チーム内の規律と秩序の維持・管理ならびにマナーの向上に努めること。
- (3) 審判員の育成もゲームの中から培われてい

く。なお、お互いの持ち場・立場を理解し切磋琢磨しながら、少年野球の育成に研鑽するよう努力する。

## **2. 選手手帳の携帯と管理について**

- (1) 審査証は、原則としてチーム指導者が管理するものとする。
- (2) 選手手帳および審査証に添付する写真は、ユニフォームを着用し、無帽とする。
- (3) 審査時には、必ず審査証を審査員に明示すること。

## **3. 早朝と日没後の練習について**

早朝と日没後の練習については代表者、指導者が過度にならないように注意し、選手の健康管理には十分配慮すること。

## **4. 中学3年生の公式試合出場について**

- (1) 中学3年生は、8月31日までとする。
- (2) 前記以後の中学3年生のみによる親善大会の認定は当該支部長に委ねる。

## **5. 冬季に試合を行う場合の注意事項**

冬季間に大会出場する場合、指導者は選手の健康面に十分配慮すること。

## **6. 練習時の安全確保と規定防具の着用義務**

- (1) 監督・コーチ不在時の練習は厳禁とする。

- (2) 練習前の用具点検は徹底的に行う。
- (3) 練習といえども、規定防具の着用を確認し、安全対策を実施する。
- (4) 安全保護用品とし、レッグガード、エルボーガード、手袋及びリストバンドの使用を認める。

## **7. 審判員の推薦義務**

加盟チームは支部審判員（BL－3級）2名を推薦できる体制をつくること。また、支部審判員（BL－3級）登録後2年以内に連盟登録審判員（BL－2級）2名を推薦する体制もつくること。

[ 2024年2月25日改正 ]

# 指導者・選手への注意事項について

## 1. 基本指導について

- (1) 野球規則ならびに連盟規則に則った指導に徹する。
- (2) グッドボール＝ストライクの精神に基づき、積極的な野球を目指す。
- (3) 攻守交代、四死球は全力疾走させる。

## 2. ルールに基づく重点指導について

- (1) 投手は、windアップポジション、セットポジションを問わず、必ず投手板に触れて捕手からのサインを見ること。
- (2) 同一投手がセットポジションでボールを保持する位置は、一試合を通して同じ箇所でないといけない。(違反した場合、ボークとはしないが注意が与えられる)
- (3) 投手の二段モーションについては、公認野球規則上は反則投球にはならないが、ボーイズリーグとしてはスムーズな投球動作を行うよう指導することが望ましい。
- (4) 塁に走者がいるとき、ピッチャーが不必要に試合を遅延させないように指導すること。  
(ボークの対象となる)

- (5) 投手が走者のいる塁へ山なりのゆるい牽制球を投げる行為は、遅延行為とみなされボークとなる。
- (6) 打者が死球を得るために、投球を避けずにこれに触れる行為は死球とはならない。
- (7) 盗塁を助けるために、打者が捕手の送球直前にスイングしたり、バッターボックスから外に出て、あるいは何らかの動作によって本塁でのキャッチャーのプレー及びキャッチャーの守備または送球を妨害するような行為はさせてはならない。(守備妨害となる)
- (8) 1 塁に対する守備が行われているとき、本塁・1 塁間の後半を走るに際して、バッターがスリーフットラインの外側（向かって右側）またはファウルラインの内側（向かって左側）を走って、1 塁への送球を捕えようとする野手の動作を妨げたと審判員が認めた場合ボールデッドとなる。ただし、打球を処理する野手を避けるためにスリーフットラインの外側（向かって右側）またはファウルラインの内側（向かって左側）を走るとは差し支えない。

スリーフットラインを示すラインは、そのレーンの一部であり、バッターランナーは両足をスリーフットラインの中もしくはスリーフットラインのライン上に置かなければならない。

- (9) 走者が、野手の送球を故意に妨げた場合または打球を処理しようとしている野手に向かってスライディング、足を上げたり、腕など大きく上げたスライディングは行ってはならない。(野手の妨げになったと判定されれば守備妨害が適用される)

- (10) 危険防止 (ラフプレー禁止) ルール規則 6・01h (1)

本規則の趣旨は、フェアプレーの精神に則り、プレーヤーの安全を確保するため、攻撃側のプレーヤーが野手の落球を誘おうとして、あるいは触塁しようとして、意図的に野手に体当たりあるいは乱暴に接触することを禁止するものである。

また、守備側の走者のベースパス付近に意図的に立ったり、体を使い走者のベースパス (走路) 上に構え「ブロック」をして走者の走塁を妨害する行為を禁止する。

[オブストラクション 6・01h (1) 項]

6・01 (h) (1) 付記

「捕手はボールを持たないで、得点しようとしている走者の進路をふさぐ権利はない。塁線(ベースライン)は走者の走路であるから、捕手は、まさに送球を捕ろうとしているか、送球が直接捕手に向かってきており、しかも十分近くにきていて、捕手がこれを受け止めるにふさわしい位置を占めなければならなくなった時か、すでにボールを持っているときだけしか、塁線上に位置することができない。この規定に違反したとみなされる捕手に対しては、審判員は必ずオブストラクションを宣告しなければならない。

具体的な補足

**(A) 捕手がボールの捕球・または保持してからの動き**

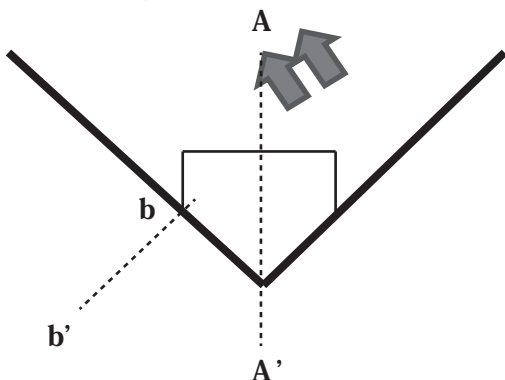
**(1) ボールを保持する前に立つ位置**・高校野球規則を適用する

- ① ホームベースの中央線より右側に立つ  
(A - A')
- ② ベースの左半分を走者が見えるようにする。(A - A') より左側
- ③ 捕手がホームベースよりに位置すると

きも、ホームベースの接点

三・本塁（下記図 b - b'）から前には  
出てはいけない。

- ④ ボールを保持してからの動きは塁線上  
（ベースパス）に移動してタッグしても  
よい。



## (2) 送球をしようとするプレイから、捕球した後の捕手の動き

- ① 捕手はボールを保持しても、意図的に  
走路をふさぐ行為は禁止です。
- ② 走者にタッグの為に塁線上（ベースパ  
ス）に移動してもよい。
- ③ (1) の④の際タッグする前に体を使い  
「ブロック」を先にして走路をふせぐ行  
為は禁止です。

④「ブロック」とは、捕手が身体全体を使ってホームプレートふさいだり、また左脚をホームプレート上に伸ばしたり、身体を横向きに回し、右脚全体を横倒しにして、塁線上をふさいだりして、走者の本塁への蝕塁を妨害する行為である。

⑤ベースボールには「ブロックする」と言う、プレーはない。

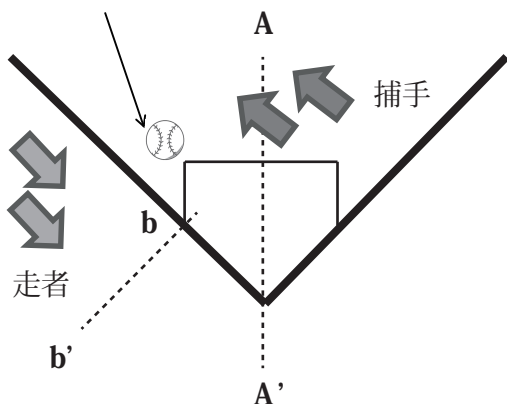
\*レックガードは捕手の体の一部を保護する用具。「ブロック」するための用具ではない。

### **(3)捕手の次の様なプレーが起きた場合**

①塁線上（ベースパス）付近でプレーをしなければならないケース、走路付近に送球が投げられたケース、守備側・攻撃側、共に必要なプレーで、そのプレーの動きが、双方に意図的なアンフェアなプレーがなくプレー経過したかの否可より判断をする。

送球を捕球するために走路付近に移動してプレーを待つことは良いが捕球直前に「ブロック」する行為は禁止。

送球がそれて塁線付近で



(4) タッグプレーのとき、野手がボールを明らかに保持し、アウトになる確率が高いケースで走者は、たとえ走路上であっても**野手を避けるか、あるいは減速するなどして野手との接触を回避しなければならない。**

審判員は、

- ① 走者が野手との接触が避けられた
  - ② 走者は野手の落球を誘おうとしていた
  - ③ 野手の落球を誘うため乱暴に接触した
- と審判員が判断すれば、その行為は故**

**意とみなされ、たとえ野手はその接触によって落球しても、走者にはアウトが宣告される。**

ただちにボールデッドとなり、すべての他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。

**なお、走者の行為に対して注意と指導を行い、極めて悪質な場合は、走者は試合から除かれる場合もある。**

**(5)あきらかにセーフになる確率が高いケース**

捕手は走路に位置することは禁止（ベースパスを開けておくこと）

(ア)意図的に走路上で送球を待つような行為。

(イ)故意に捕手が左足を塁線上または塁上に置いて走者の走路をふさぐ行為は大変危険で、嚴重な注意と指導をする。

**捕手が上記の行為に対して注意と指導を行い、極めて悪質な場合は、試合から除かれる場合もある。**

特に連盟の選手は「小学・中学」生が主人公で、心身共に未完成なのです。

フェアプレーに徹したベースボールを指導するよう徹底すること。

**(B) フォースプレーのとき、次の場合には、たとえ身体の一部が塁に向かっていても、走者には妨害が宣告される。**

(1) 走者が、ベースパスから外れて野手に向かって滑ったり、または走ったりして野手の守備を妨げた場合（接触したかどうかを問わない）

《走者は、まっすぐベースに向かって滑らなければならない、つまり走者の身体全体（足、脚、腰および腕）が塁間の走者の走路（ベースパス）内に留まることが必要である。ただし、走者が、野手から離れる方向へ滑ったり、走ったりすることが、野手との接触または野手のプレーの妨げになることを避けるためであれば、それは許される。》

(2) 走者が体を野手にぶついたりして、野手の守備を妨害した場合

(3) 走者のスライディングの足が、立っている野手の膝より上に接触した場合および走者がスパイクの刃を立てて野手に向かってスライディングした場合

(4) 走者がいずれかの足で野手を払うか、蹴った場合

(5) たとえ野手がプレーを完成させるための送球を企てていなくても、走者がイリーガルに野手に向かってスライドしたり、接触したりした場合

### ペナルティ (1) ~ (3)

- (1) 無死または一死の場合、妨害した走者と、打者走者にアウトが宣告される。すでにアウトになった走者が妨害した場合も、打者走者にアウトが宣告される。他の走者は進塁できない。
- (2) 二死の場合、妨害をした走者にアウトが宣告される。
- (3) 走者のスライディングが極めて悪質な場合は、走者は試合から除かれる場合もある。
- (C) 捕手または野手が、明らかにボールを持たずに塁線上に位置して、走者の走路をふさいだ場合は、オブストラクションが厳格に適用される。
- なお、捕手または野手が、たとえボールを保持していても、故意に足を塁線上または塁上に置いたり、または脚を横倒しにする

などして塁線上または塁上に置いたりして、走者の走路をふさぐ行為は、大変危険な行為であるから禁止する。同様の行為で送球を待つことも禁止する。このような行為が繰り返されたら、その選手は試合から除かれる場合もある。

## ペナルティー

捕手または野手がボールを保持していて、上記の行為で走者の走路をふさいだ場合、正規にタッグされればその走者はアウトになるが、審判員は捕手または野手に警告を発する。走者が故意または意図的に乱暴に捕手または野手に接触し、そのためたとえ捕手または野手が落球しても、その走者にはアウトが宣告される。ただちにボールデッドとなり、すべての他の走者は妨害発生時に占有していた塁に戻る。(規則 5・09 b)

## 3. アンフェアなプレーについて

- (1) ベースコーチが打者走者の触塁に合わせて、「セーフ」のジェスチャーやコールをする行為をしてはならない。
- (2) ボールがまだきていないときのタッグのまね（空タッグ）は行ってはならない。

- (3) 隠し球は行ってはならない。
- (4) 走者をファウルとだましてアウトにしようとしたり、進塁を妨げるような行為をしてはならない。
- (5) 打者および捕手はストライク・ボールの判定に対して、球審を見返したり、不満を表すような態度をとってはならない。

#### 4. 試合上の注意について

- (1) 試合は大会規定で定められた時間内で行うことを目標にし、スピーディーな試合進行に努めること。
- (2) 試合が始まったら次打者以外の選手はベンチに入り、用具類はグラウンド内に放置せず、ベンチ内におくこと。
- (3) 捕手から返球を受けた投手は、直ちに軸足を投手板に置いてサインの交換をすること。
- (4) 打者はバッターボックス内で声をださないこと。捕手にも打者とのやり取りをさせないこと。
- (5) ベンチ内から大声を出したり、抗議するような行為は厳禁する。チーム責任者は主催者の一員でもあることを認識し、自軍の応援団の行動も管理する。

- (6) 攻撃側の指導者・選手は、投手が投手板に触れて投球位置についたら、投手の動揺を誘うような大きな声を発することは厳禁する。
- (7) 相手チームのエラーやボークなどを誘発するような言動を厳禁する。
- (8) 攻守交代の際に、控え選手がベンチを出て守備練習を見守る事を厳禁する。
- (9) 得点した時、選手のリーダーが音頭を取り、声を揃えて手拍子する行為を厳禁する。
- (10) 本塁打を打った選手をベンチから出での出迎えを厳禁する。

[ 2024年2月25日改正 ]

# 熱中症とAEDについて

## 1. スポーツによる熱中症の予防

地球の温暖化が進む中で、年々熱中症で倒れる選手が多くなっています。熱中症というと暑い環境で起こると思われていますが、スポーツ活動中では体の筋肉から大量の熱を発生すると、寒いとされる環境でも発生するものです。実際1月などの冬でも事故が起きています。

### (a) 高湿度は危険

スポーツ活動による熱中症死亡事故の約4割は、実は30℃以下の状況で起きています。気温だけでなく湿度も大きな要因で、気温が高くなくても湿度が高いと危険性があることを認識してください。

### (b) 水分+塩分の補給

夏場は30分に一度は休憩して水分を補給することを勧めますが、長時間の運動の場合は塩分も必要です。0.2%程度の塩水を飲むとよいです。特に集団での活動の場合、強制的に水分補給する「強制飲水」を行うべきで、個人が好きなきに自由に飲める「自由飲水」は避けるべきです。

## (C) 暑さに慣れる

暑くなり始めたなら一度練習の強度を落としたり、練習時間を短くしたりして徐々に暑さに慣らすことが必要です。また、運動するときは、涼しい服装にすることにも配慮して下さい。

## (d) 肥満も要注意

汗をかく量や暑さへの耐性は個人差が大きく特に注意が必要なのは肥満の人で、熱中症で亡くなった人の7割が肥満傾向です。そのほか寝不足や疲労が溜まっていると暑さへの耐性が低く、また、運動前にしっかり食事を摂ることが肝要です。

## 2. 熱中症の対処法

熱中症が発生した際、まずそれがどのような症状であるかを観察します。一番に意識の状態を確認します。名前を呼ぶ、肩を軽くたたき、応答できるかを診て、呼吸の状態、顔色、体温のチェックをします。

### (a) 意識があり、応答できれば

- ① 身体を締めている箇所（ベルトやアンダーソックスなど）をゆるめて、頭を低くして寝かせます。

- ② 水分（スポーツドリンク）と塩分の補給をします。（ふくらはぎや腹部の筋肉のケイレンの場合に有効です）
- ③ できるだけ風の通る日陰に寝かせます。（足を高くしてマッサージする。吐き気があるときは横向きに寝かせます）
- ④ 足・首筋・脇の下・股下など太い血管、リンパ腺が走る部分を冷やして体温を下げます。  
（冷却は本人が寒いと訴えるまで積極的に冷やしてください）

### **(b) 意識がない、もしくは反応が鈍い場合**

飲水ができない、言語がおかしい、応答がないときは、直ぐに救急車を呼んでください。

### **(c) 緊急に体温を下げる方法**

- ① 水や濡れタオルを体にかけて扇ぎます。
- ② あごや脇の下、足の付け根に氷やアイスバッグを当てます。
- ③ 環境が悪い場合は足を高くしてマッサージしてください。

「遅すぎるより、早目に水分補給」

「一口目は口をすすぎ、口内温度を下げてから飲むようにしましょう」

「水分の補給は無論のこと、塩分も忘れずに」

### 3. A E D（自動体外式除細動器）

野球のボールやバットなどが胸に当たると、その衝撃で心臓が不規則に震えて血液が送り出せなくなる「心臓震とう」の状態となり、衝撃を受けて数秒で倒れます。そして心臓が震えだしてから1分ごとに救命率が10%ずつ下がりますので、早期に手当しなければなりません。

人工呼吸と胸骨圧迫（心臓マッサージ）による心肺蘇生を直ぐに実施すれば、救命率の低下を防げる可能性はありますが、唯一の治療法は電気ショックで心臓の震えを止めることです。それがA E Dで、一般の人でも使用できるようになり、器械の音声指示に従えば初めてでも操作はそれほど難しくはありません。

#### (a) 予防

- ① 「衝撃を広い面で吸収すれば、危険を相当軽減できる」といわれており、胸に当てるバットがスポーツ各社より販売されています。
- ② 公式グラウンドや公共の施設、消防署、駅にはA E Dが設置されていることが多いです。

- ③ 指導者、審判員、チーム役員はA E D講習会を受講して知識を得ておきましょう。
- ④ チームでA E Dを所持しA E D講習を受講した人、知識のある人を確認しておきましょう。

## **(b) グラウンドで起きたら**

事故が発生したら、周りにいる人が即、119への通報とA E Dを至急使用できるように指示をしましょう。

## **(C) 救急車が到着するまでの処置**

- ① 意識があるかを確認……大きな声で呼びかけながら、肩を叩くなどして刺激を与え、反応あるかを調べて、判断がつかないときは意識なしです。
- ② 寸時に、救急車を要請する係と、A E Dを要請する係を確認しましょう。
- ③ 気道を確保する……片手の指先をあごの先の硬い骨の上に置き、あごの先を上方に上げ、頭部を後屈させます。(咽喉の奥を広げて空気を通りやすくする。)
- ④ 直ちに心肺蘇生を行いましょう。(人工呼吸に不慣れな人は胸骨圧迫のみでもよい)

- ⑤ A E Dが到着すれば電源を入れて、ガイドランスに従って処置を行います。
- ⑥ 救急車が到着すれば、救急隊員の指示があるまで胸骨圧迫を続けます。

#### (d) 心肺蘇生法

##### ① 人工呼吸

慣れていない人では息が漏れるなど専門的な技術を要しますので、最近では一般の人は人工呼吸を省略して胸骨圧迫のみで行うことが推奨されています。

##### ② 胸骨圧迫

強い力で、しかも速いリズムで押すので2分くらいで交代要員が必要です。交代するときも5秒以内で素早く行わなければなりません。

- ・位 置…乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中。

(胸の硬い骨の上部分)

- ・方 法…圧迫位置に手の付け根を置き、もう一方の手を重ねる。上体の体重をかけて垂直に、「強く、速く、絶え間なく」圧迫する。

- ・リズム…1秒間で2回（1分間で100回）程度の速さで、胸骨が4

～5 cm程度沈む強さで押す。

監修者（大阪大学 医学博士 根来 伸治）

【注】A E Dには有効期限があります。A E D所持チームは、その有効期限に留意して常に作動できる状態にあるか確認して下さい。

# ストライクゾーンとストライク

## 1. ストライクゾーン…定義74

バッターの肩の上部とユニフォームのズボンの上部との中間点に引いた水平のラインを上限とし、ひざ頭の下部のラインを下限とする本塁上の空間をいう。このストライクゾーンはバッターが打つための姿勢で決定されるべきである。

「注」投球を待つバッターが、いつもと異なった打撃姿勢をとってストライクゾーンを小さく見せるためにかがんだりしても、球審は、これを無視してそのバッターが投球を打つための姿勢に従って、ストライクゾーンを決定する。

### 運用上の取り決め事項

- ① 高めを決める中間点は、右打者なら右肩側、左打者なら左肩側のバットが出た状態をイメージして決める。
- ② 低めを決めるひざは、右打者なら左ひざ、左打者なら右ひざ、投手に向かう方が基準となる。

## 2. ストライク…定義73

ストライクとは、打者が打たなかった投球のうち、ボールの一部が定義74のストライクゾーン

のどの部分でもインフライトの状態で通過したもので、審判員によって“ストライク”と宣告されたものをいう。

次のピッチャーの正規な投球で審判員によってストライクと宣告されたものをいう。

(a) バッターが打った（バントの場合も含む）が、投球がバットに当たらなかったもの。

(b) バッターが打たなかった投球のうち、ボールの一部分がストライクゾーンのどの部分でもインフライトの状態で通過したものの。

(c) ノーストライクまたは1ストライクするとき、バッターがファウルしたもの。

(d) バントして、ファウルボールとなったもの。

「注」普通のファウルは2ストライクの後にはストライクとして数えられないがバントのファウルに限ってボールカウントには関係なく常にストライクとして数えられるから2ストライク後にバントしたものがファウルボールとなればバッターは三振となる。ただし、バントがフライとして捕らえられた場合は、フライアウトとなる。

(e) バッターが打った（バントした場合も含む）が、投球がバットに触れないでバッターの身体またはユニフォームに触れたもの。

(f) バウンドしない投球がストライクゾーンでバッターに触れたもの。

(g) ファウルチップになったもの。

※野球の原点は、ストライクの語源でもある**“Good Ball Strike”**（よいボールだ、打ちなさい）の精神に基づき、打って点を取る積極的な野球を目指していこうということであり、このことが選手たちの技術向上につながっていくという意向によるものです。

審判員の皆さんは、幅にも高さにも大胆にストライクをとっていきましょう。選手諸君は打てるボールは積極的に打っていきましょう。そこに楽しい野球があり、試合のスピード化にもつながっていきます。

# (公財)日本少年野球連盟審判規定

## 審 判 規 定

### 第 1 章 審判委員会

(名 称)

第 1 条 本会は公益財団法人日本少年野球連盟(以下連盟という)の組織において審判委員会と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟の主旨に則り、他の組織と密接な連携を保ち、その目的及び事業を推進するために積極的に協力する。

(業 務)

第 3 条 前条の目的を達成するために次の業務を行う。

#### 1. 行事に関する業務

- (ア) 連盟主催大会の審判員派遣及び配置
- (イ) 合同審判講習会及び全国審判講習会の開催
- (ウ) ブロック・支部に於ける審判講習会の指導
- (エ) マナーに関する指導

## 2. 規則・ライセンスに関する業務

(ア) 野球規則の改正に伴う指導及び伝達

(イ) 連盟の特別規則、遵守事項、審判のマニュアルに伴う指導及び伝達

(ウ) 審判員ライセンスの審査・認定に関わる業務

### (組 織)

第 4 条 審判委員会は連盟に本部を置き、各ブロック・支部を指導し、審判業務を遂行する。

### (役 員)

#### 第 5 条

1. 審判委員会の構成は次のとおりとする。役員として、連盟企画運営部長、同副部長、連盟審判委員長、同副委員長、委員として連盟審判長、連盟副審判長、ブロック審判長とする。
2. 役員は全国理事会に於いて選任される。
3. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (連盟審判委員会の役割)

#### 第 6 条

1. 委員会の定例開催は年3回とする。(春・夏の大会前日及び期間中、全国審判講習会の前日)

2. 早急な事案が生じた時は委員長が召集する。
3. 委員会で決議された事項を速やかにブロック長会及び関連部署に伝達すると共に、ブロック審判委員会に通達する。
4. 野球規則及び連盟の特別規則の改正がなされた時は、連盟審判委員会で検証の上、各ブロック・支部の審判委員会に通達する。
5. 第3条1、2の業務遂行を中心として活動する。
6. BL-1級指導審判員及び、BL-1級審判員のライセンス認定の講習会をライセンス認定委員会が定める手続きで開催し、適格と認めた者を連盟の会長に推薦する。また、次項で定めるライセンス認定委員会からの推薦を審議し、適格と認めた者を連盟の会長に推薦する。
7. ライセンス認定のためのライセンス認定委員会を組織し、ライセンスの取得及び更新の手続きを定めるとともに、ブロック審判委員会からの認定講習会及び更新講習会の結果報告を審議し、適格と認めた者を連盟審判委員会に推薦する。ライセンス認定委員会の委員構成は次のとおりとする。連盟

審判委員長、同副委員長、連盟審判長、連盟審判委員会委員の中から連盟審判委員長が指名する2名以下の委員。

8. 審判に関するトラブルが生じた時は、調査して処理する。

## (ブロック審判委員会の役割)

### 第7条

1. ブロックにおいて連盟に準じた審判委員会を組織し、運営する。
2. 連盟審判委員会より通達された事項を傘下の支部審判委員会に伝達する。
3. ブロック審判講習会を企画・立案して、傘下の審判員の技術向上に努める。
4. BL-1級審判員及びBL-2級審判員のライセンス認定の講習会をライセンス認定委員会で定める手続きで開催し、結果をライセンス認定委員会に報告する。
5. 連盟審判委員会の開催するBL-1級指導審判員のライセンス認定講習会に有資格者を推薦する。
6. ブロック内で審判に関するトラブルが生じた時は、調査し処理するとともに連盟審判委員会に報告する。

## (支部審判委員会)

### 第 8 条

1. 支部において連盟に準じた審判委員会を組織し、運営する。
2. 連盟及びブロック審判委員会より通達された事項を傘下の審判員に伝達する。
3. 年間 3 回以上の審判講習会を開催し、内 1 回は指導者との研修会とする。
4. チーム代表より推薦された BL-3 級審判員の登録を確認し、管理するとともに、その技術向上に努める。
5. 支部内で審判に関するトラブルが生じた時は、調査し処理するとともにブロック審判委員会を經由して連盟審判委員会に報告する。

## 第 2 章 公認審判員

### (目的)

第 9 条 連盟は、連盟及び傘下のブロック又は支部主催大会が円滑に運用され、その権威が保持されることを目的として公認審判員を置く。

### (資格)

第 10 条 連盟の公認審判員は、次の級別に区

分する。

- (1) B L - 1 級指導審判員
- (2) B L - 1 級審判員
- (3) B L - 2 級審判員
- (4) B L - 3 級審判員

(職務)

第 11 条 公認審判員の職務は、次のとおりとする。

- (1) BL - 1 級指導審判員は、連盟、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により大会球場責任審判員になるとともに、BL - 1 級審判員、BL - 2 級審判員及び BL - 3 級審判員の育成のための指導を行い、公認審判員の資質の向上に努める。
- (2) BL - 1 級審判員は、連盟、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により大会球場責任審判員になると共に、BL - 2 級審判員及び BL - 3 級審判員の育成に貢献する。
- (3) BL - 2 級審判員は、連盟、ブロック及び支部が主催する大会に主催者の委嘱により大会球場責任審判員となる。
- (4) BL - 3 級支部審判員は、ブロック及び支

部が主催する大会に主催者の委嘱により  
審判員となる。

(資格条件及び認定)

第 12 条 公認審判員は、連盟の登録会員（B  
L－3 級審判員は支部登録会員）で  
あって、次に定める条件に該当する  
者が資格を有し、審判委員会等が適  
格と認めた者が認定される。

(1) BL－1 級指導審判員については、人格見  
識に優れ、以下の条件を満たす BL－1 級  
審判員で、ブロック長及びブロック審判  
長の推薦を受けて連盟主催の資格審査の  
審判講習会を受講し、連盟審判委員会が  
適格と認めた者を連盟の会長が認定す  
る。但し、原則として連盟登録審判 4 年以  
上、合同審判講習会及び連盟主催の全国  
審判講習会の受講歴がある者。

(ア) 連盟、ブロック及び支部が主催する大  
会の球場責任審判員として審判に関す  
ることを統括してその責任を果たす知  
識と能力を有する者。

(イ) 野球規則に精通するとともに、十分な  
審判の技能を有し、BL－1 級審判員、

BL-2級審判員及びBL-3級審判員の育成のための指導を行う能力を有する者。

(2)BL-1級審判員については、以下の条件を満たすBL-2級審判員で、ブロック長及びブロック審判長の推薦を受けて連盟又はブロック主催の資格審査の審判講習会を受講し、連盟審判委員会が適格と認めた者を連盟の会長が認定する。但し、原則として連盟登録審判2年以上、合同審判講習会及び連盟主催の全国連盟審判講習会並びにブロック審判講習会の受講歴がある者。

(ア) 連盟、ブロック及び支部が主催する大会の球場責任審判員として審判に関することを統括してその責任を果たす知識と能力を有する者。

(イ) 野球規則に精通するとともに、十分な審判の技能有し、BL-2級審判員及びBL-3級審判員の育成に貢献する能力を有する者。

(3)BL-2級審判員については、以下の条件を満たすBL-3級審判員で、支部長及び支部審判長の推薦を受けてブロック主催

の資格審査の審判講習会を受講し、連盟審判委員会が適格と認めた者を連盟の会長が認定する。但し、原則として支部登録審判2年以上、ブロック及び支部審判講習会の受講歴がある者。

(ア) 連盟、ブロック及び支部が主催する大会の球場責任審判員としてその責を果たす能力を有するもの。

(イ) 認定日現在で、年齢満18歳以上である者。

(4) BL-3級審判員については、以下の条件を満たす者で、チーム代表の推薦を受けて支部が主催する審判講習会を受講した者を支部長及び支部審判長が認定する。

(ア) 支部が主催する大会の審判員としての能力を有する者。

(イ) 認定日現在で、年齢満18歳以上である者。

(5) 他連盟に所属していた審判員に関しては、連盟審判委員会の審査を経て連盟の会長が認定する。

(6) 上記の規定で、合同審判講習会又は全国審判講習会以外の審判講習会の受講歴の

ある者は、同等の資格を有する者とみなす。

(登録証及びワッペン)

第 13 条 公認審判員として認定された者は、連盟の公認審判員名簿に登録する（BL-3 級審判員は支部名簿に登録する）とともに、それぞれの資格に応じた認定証及びワッペンを交付する。

(保険)

第 14 条 審判員はスポーツ保険に加入しなければならない。

(資格の有効期間)

第 15 条

1. BL-1 級指導審判員、BL-1 級審判員及び BL-2 級審判員には定年制を実施し、70 歳を超えては再任できないこととする。
2. BL-1 級指導審判員、BL-1 級審判員、BL-2 級審判員及び BL-3 級審判員の資格の有効期限は原則として 2 年とする。

(資格の更新及び切り替え)

第 16 条

1. BL-1 級指導審判員、BL-1 級審判員及び BL-2 級審判員は、その資格の有効期

間が満了するにあたり、ライセンス認定委員会の定める手続きによって更新することができる。

2. BL-1級指導審判員、BL-1級審判員及びBL-2級審判員の資格の更新は、その前の有効期間と連続しなければならない。
3. BL-3級審判員の資格は更新手続きによらず自動で継続するものとする。但し、毎年の支部審判講習会を受講するものとする。

#### (資格の停止)

第17条 公認審判員で適性を欠く行為のあった者については、連盟審判委員会の裁定によりその資格を停止することができることとする。

#### (費用)

##### 第18条

1. 連盟公認審判員が試合に臨む場合、依頼者は平日3,000円、土・日・祝日は2,000円の交通費を支払い、さらに一試合1,000円を加算するものとする。各球場の責任審判員は、さらに一試合分を上乗せするものとする。
2. 支部登録されるBL-3級審判員は原則

無償とする。

3. 全国又は合同審判講習会に参加する者は、連盟より交通費及び宿泊費用の全額又は一部が支払われる。
4. ブロック及び支部で行う審判講習会に関わる費用はブロック及び支部にて対応するものとする。
5. 審判用具類の費用は、一部支部にて補助することができる。

### 第3章 審判員の役職

(連盟審判長)

#### 第19条

1. 連盟審判員の長として、審判の技術向上を図ることを第一義とする。
2. ブロック、支部の審判に関わる業務をサポートし、管理する。

(ブロック審判長)

#### 第20条

1. 連盟審判委員会の委員となり、ブロック内審判員への指導・育成及び伝達等の任に当たる。

2. ブロック主催大会の責任審判員となり、審判に関する全般の業務を担う。
3. ブロック内の審判講習会の企画立案、指導、統括を行う。
4. ブロック内審判員の BL-1 級指導審判員及び BL-1 級審判員ライセンス取得の推薦人となる。
5. 傘下の支部審判長を統括する。

(支部審判長)

## 第 21 条

1. ブロック審判委員会の委員となり、支部内審判員への指導・育成及び伝達等の任に当たる。
2. 支部内のチーム主催大会の責任審判員となり、審判に関する全般の業務を担う。
3. 支部内の審判講習会の企画立案・指導・統括を行う。
4. 支部内審判員の BL-2 級審判員ライセンス取得の推薦人となる。

(BL-3 級審判員)

## 第 22 条

1. 新規登録チームは一年間の猶予内に、2 名以上の BL-3 級審判員を支部登録さ

せなければならない。

2. 登録された審判員は支部審判講習会を受講後、公式試合の審判に参加できる。
3. チームの親善試合、練習試合等に積極的に参加し、野球規則の習熟及び技術の向上に努める。

#### (大会責任審判員)

##### 第 23 条

1. 当該大会のルールの確認と各球場に配置する審判員の確認を行う。
2. 大会中に生じたトラブルを当該の審判委員会に報告する。

#### (球場責任審判員)

##### 第 24 条

1. 当該球場で行う試合の審判割当を決める。
2. 球場の特別ルールを確認し、チームの指導者と選手、審判員に伝達する。
3. 当該球場で行われた試合に関する報告書を球場責任者に提出する。
4. 試合終了後、審判員のミーティングを行う。

#### (控え審判員)

##### 第 25 条

1. 大会運営細則で定められた役割を果たさ

なければならない。

2. 試合中は、審判員の故障等に備え、いつでも出場できるように準備するとともに、担当審判員からの規則適用等に関する質問や相談に備え、公認野球規則等を携行して試合の進展を注視しなければならない。

#### (審判員の服装等)

第 26 条 審判員の服装等に関する以下については、連盟審判委員会で協議し、その結果を連盟会長に報告し、必要な手続きを経て審判規定細則に記載するものとする。

- (1) 試合において着用する服装
- (2) 試合において着用する服装の新設改廃
- (3) 試合において使用する用具
- (4) その他一切の服装等

#### (この規定に定めのない事項)

第 27 条 この規定に定めのない事項については、連盟審判委員会にて協議し、その結果を連盟会長に報告し必要な手続きを経て通達等で関係部門に発信するものとする。

(2012年)平成 24 年 1 月 29 日制定

# 連盟審判規定細則

(目 的)

第 1 条 この規則は公益財団法人日本少年野球連盟審判規定（以下規定という）を運用するために必要な事項及び審判実務を円滑に遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(連盟主催大会の審判員派遣及び配置)

第 2 条 規定第 3 条第 1 項第 1 号の連盟主催大会の審判員派遣及び配置については次のとおりとする。

(1) 派遣とは当該大会開催地ブロック以外のブロックから審判員を参加させることであり、配置とは当該大会開催球場に審判員を割り当てることをいう。

(2) 連盟主催大会の本戦

(ア) 派遣は連盟審判委員会にて行い、配置は連盟審判長にその権限を委譲する。

(イ) 連盟審判長は配置の権限を主催地のブロック審判長に委譲することができる。

(3) 連盟主催大会の予選

(ア) 派遣は原則として行わないものとし、配置は連盟審判長にその権限を委譲する。

(イ) 連盟審判長は配置の権限を主催地のブロック審判長又は支部審判長に委譲することができる。

(ブロック及び支部における審判講習会の指導)

第 3 条 規定第 3 条第 1 項第 3 号のブロック及び支部における審判講習会の指導については次のとおりとする。

(1) この審判講習会とは、ライセンス取得認定のための認定講習会、ライセンス更新認定のための更新講習会、その他ライセンスに関連しない審判員の資質向上のための審判講習会の総称である。

(2) 指導とは、メニュー内容並びに評価規準及び評価基準を示すことである。

(連盟審判委員会の開催)

第 4 条 規定第 6 条第 2 項の早急な事案にかかわる招集については、電子メール等を活用した遠隔地開催とする場合もある。

(ライセンス認定に伴う手続き)

第 5 条 規定第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号における手続きは、ライセンス認定委員会で定めた手続きを連盟審判員会で通達として発信するものとする。

(ブロック主催の資格審査の審判講習会)

第 6 条 規定第 12 条第 2 項のブロック主催の資格審査の審判講習会とは、ブロック単独主催のほか、ブロックと支部の共催の審判講習会を含むものとする。

(ライセンス資格条件の審判講習会)

第 7 条 規定第 12 条第 6 項の合同審判講習会又は全国審判講習会以外の審判講習会とは、日本野球連盟が主催する全国審判講習会の他、ライセンス認定委員会で指定する講習会とする。

(ライセンスの認定日)

第 8 条 規定第 15 条に定める有効期間は、次の認定日からの期間とする。

(1) BL - 1 級指導審判員、BL - 1 級審判員

及び BL - 2 級審判員においては、適格と認められた連盟審判委員会の開催日の翌月 1 日を認定日とする。

(2) BL - 3 級審判員においては、受講し修了した支部審判講習会の開催日の翌月 1 日を認定日とする。

(ライセンスの定年制)

## 第 9 条

1. 規定第 15 条第 1 項に定める定年制の年齢計算は、再任の年の 1 月 1 日時点での満年齢で判定する。
2. BL - 2 級審判員の定年においては、その実施を令和 2 年（2020 年）からとする。

(ライセンスの更新が未了の場合の取り扱い)

第 10 条 規定第 16 条第 1 項にもかかわらず、ライセンスの更新が未了の場合は、原則としてどのライセンスにも位置付けないものとする。

(審判員の服装等)

第 11 条 規定第 26 条で定める審判員の服装等については以下のとおりとし、詳細内容を連盟審判委員会が通達として発信する。

- (1) 規定第 26 条第 1 項に定める試合において着用する服装は、当連盟の公認審判員に相応しいものとなるよう配慮する。
- (2) 規定第 26 条第 2 項に定める試合において着用する服装の新設改廃は、パートナー企業制度に従い、当連盟の公認審判員が着用するに相応しいものとなるよう配慮する。
- (3) 規定第 26 条第 3 項の試合において使用する用具は、パートナー企業制度の趣旨を尊重し、当連盟の公認審判員が使用するに相応しいものとなるよう配慮する。
- (4) 規定第 26 条第 4 項に定めるその他一切の服装等は、当連盟の公認審判員に相応しいものとなるよう配慮する。

2022年8月1日改定（理事会承認）

[2024年2月25日一部改正]

付属書類

ライセンス認定に伴う審判調書

# 審判員の遵守事項について

## 1. 試合中

- (1) 審判員はグラウンド内においては、常に駆け足で行動すること。プレー中の動きを俊敏に、特に一步目の動きに集中すること。
- (2) 「審判メカニクスハンドブック」や「高校野球審判の手引き」を活用したフォーメーションを基本とし、審判員同士の「アイコンタクト」や、外野への打球を追うときの「ゴアウト」の声かけ等々のコミュニケーションに心がけること。
- (3) 審判員の役割として、試合がスピーディーに進行するように積極的に、監督、選手に働きかける。全力疾走するよう声をかけるが、無理に急がせるような行為は慎んで指導すること。
- (4) ジャッジは明解にして、監督・選手および観衆に不審を抱かせないようにする。
- (5) ストライクゾーンの安定化に努めること。
- (6) グラウンド内においては、選手と必要以上の話をしてはならない。
- (7) ベース上を通過する打球に対する判定は塁

審が行ない、ベースまでの打球は球審が判定する。ダブルコールに注意する。

- (8) ボークの判定があった場合は、他の審判員もこれに同調する。走者がいる塁の塁審は、次の塁に進むように指示する。
- (9) インフィールドフライの宣告は、球審または打球に近い審判員が行い、他の審判員も同調する。
- (10) ハーフスイングのとき、監督もしくは捕手よりハーフスイングのリクエストの要請があれば、速やかに塁審に判定を委ねること。この場合、塁審は直ちに「スイング」または「ノースイング」の判定を下し、その判定を最終のものとする。「ボール」から「スイング・ストライク」に判定が変わった場合は、直ちにボールカウントを宣告し、記録員（ボード担当）に明示すること。
- (11) 試合中に誤った動きをした審判員に対して、言動・動作等で指摘してはならない。指導する場合は、給水時とか試合後のミーティングにて行なうこと。
- (12) 試合中の給水・冷やしタオル等については、試合開始前に、運営委員とイニング・場所

等を打ち合わせること。給水時には、必ず審判全員が集まること。

- (13) 降雨、日没その他の事情で試合を中止するような状態になった場合や、大会運営に関係ある事柄については、球場責任者と協議して決定する。
- (14) 試合中に、雷雲を感じた場合は（音、稲光）直ちに中断し様子を見る。なお遠くに発生した場合でも状況を判断して中断の処置をとる。
- (15) イニング間の姿勢は、通常の姿勢で所定の位置で待機すること。腕組み・後ろ手・腰に手を当てるようなしぐさを避ける。
- (16) 審判員の服装は連盟の規定に従う。

### 3. 試合後

- (1) 試合終了後、必ず責任審判員、控え審判員を交え反省を行う。反省点や注意事項を記録し、次回に活かすこと。
- (2) 責任審判員は、審判報告書を作成し、支部審判長がまとめて連盟へ提出する。（特に、トラブルの起こった事柄を詳細に記載する）
- (3) 特定のチームと飲食の席に同席し、周囲から誤解を招くような行動をとってはならない。

#### 4. トラブル防止について

- (1) 審判員は、公認野球規則・連盟規則ならびに大会規定に定められたことを尊重・遵守し、試合中にトラブルが発生したときには、担当審判員は控え審判員の協力を得て、規則に則った適切な裁定を下すこと。
- (2) 大会中のいかなるトラブルに対しても、提訴試合は認められていない。従って、規則・規定に定めのない事態が発生した場合には、大会責任者・審判責任者で協議して処置を決定すること。事後、必ず書面で連盟審判委員会まで報告すること。
- (3) 大会中に諸規則の不備・不具合や、規則違反があった場合は、必ず書面で大会審判委員長を經由して連盟審判委員会まで報告をすること。
- (4) 連盟規則・大会規定等に関して、不備・不具合や要望がある場合には、遠慮なく意見具申すること。
- (5) その他、各種規定や禁止事項は、各大会規定などの詳細を熟読し、適正なるルールの実用を図ること。

[平成28年5月改正]

2010年 8月 1日 <改訂版>

2013年 10月 1日 <改訂版>

2016年 8月 1日 <改訂版>

2020年 7月 1日 <改訂版>

2022年 8月 1日 <改訂版>

2024年 2月 25日 <改訂版>

2024年 12月 8日 <改訂版>

2026年 2月 22日 <改訂版>

[発行者]

公益財団法人

日本少年野球連盟

〒556-0004

大阪市浪速区日本橋西1丁目3-19

TEL (06) 6649-0061